

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（ 農林水産省 ）

制 度 名	漁協が漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継する場合の税率の軽減措置	
税目（条文番号）	登録免許税（租税特別措置法第 78 条第 1 条）	
見 直 し の 内 容	本特例措置を現行の平成 22 年 3 月 31 日までとし、延長しない。	
	増収見込額 （平年度）	+30 百万円
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>漁協の経営の健全化のためには、合併を通じた組織基盤の強化が必要である。その一環として、「1 県 1 漁協」構想の実現により、包括承継を実施し、連合会が持つ専門的及び大規模な機能を県漁協へ集約させることを推進しており、その円滑な実施に本特例措置が必要である。また、漁協合併では、制度上、合併前に組合員の 2/3 以上の同意が必要であり、1 県 1 漁協への合併には、財務状況や事業規模等、経営環境の異なる様々な漁協の参加が必要である。これらの漁協を総じて合併に促すインセンティブとして本特例措置の存在は大きい。</p> <p>しかしながら、過去 5 年間（平成 16～20 年度）における適用県域数は 7 県域、減税額は 6,400 万円（年平均 1.2 県域、1,280 万円）であり、本特例措置の利用実績は少ない。</p> <p>また、当面の見込（平成 22 及び 23 年度）についても、7 県域において同期間に 1 県 1 漁協を達成目標とした構想に取り組んでおり、本年 10 月の JF 全国代表者集会で決定される運動方針において、合併構想の完遂に向けて組織再編に係る取組を強化する旨規定され、取組が加速化される見込であるが、漁協間の経済格差等の問題も存在することから、同期間中に、7 県域が確実に 1 県 1 漁協を達成し、本特例措置を利用するとの見通しが立てられないため。</p>	